
4 5 0 9 . U L D 引 取 情 報 登 録

業 務 コー ド	業 務 名
U D A	U L D 引 取 情 報 登 録 呼 出 し
U D A 0 1	U L D 引 取 情 報 登 録

1. 業務概要

MAWB単位でULDインタクト貨物とバラ貨物が混在する場合において、ULDインタクト貨物を先行して引き取るために、それぞれの貨物情報をULD引取情報として登録する。登録した情報に対する訂正、取消し及び照会についても本業務にて行う。

また、ULDインタクト貨物に対して、「貨物確認情報登録（PKG）」業務入力時に保税運送申告の自動起動をする旨を登録することも可能である。

なお、MAWB単位でULDインタクト貨物とバラ貨物が混在する場合は、当該MAWBに対して「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）及びPKG業務または「貨物確認情報訂正（CPK）」業務（以下、貨物確認情報登録業務という。）を行う前に、本業務にてULD引取情報を登録する必要がある。

（1）「ULD引取情報登録呼出し（UDA）」業務の場合

（A）登録の場合

入力した内容に基づき、呼出し結果情報を編集する。

（B）訂正または取消しの場合

本業務により登録されたULD引取情報を呼び出す。

（C）照会の場合

本業務により登録されたULD引取情報を照会する。

（2）「ULD引取情報登録（UDA01）」業務の場合

（A）登録の場合

ULD引取情報を登録する。

（B）訂正の場合

本業務により登録されたULD引取情報に対し、訂正及び取消しされた保税運送申告の自動起動をする旨の再登録を行う。

なお、AWB情報登録業務を行った後の貨物情報の訂正は航空会社のみ可能である。

（C）取消しの場合

本業務により登録されたULD引取情報に対し、取消しを行う。

なお、貨物確認情報登録業務を行うまで取消し可能である。

2. 入力者

航空会社、通関業、混載業、保税蔵置場

3. 制限事項

①スプリットの登録は、最大30便とする。

②1AWBで登録可能な到着空港数は、最大5空港とする。

4. 入力条件

（1）UDA業務の場合

（A）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合は、通関業または混載業であること。

③訂正の場合は、登録を行った利用者またはULD引取情報に登録されている航空会社であること。

④取消しまたは照会の場合は、登録を行った利用者、ULD引取情報に登録されている航空会社または取卸保税蔵置場を管理する保税蔵置場であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

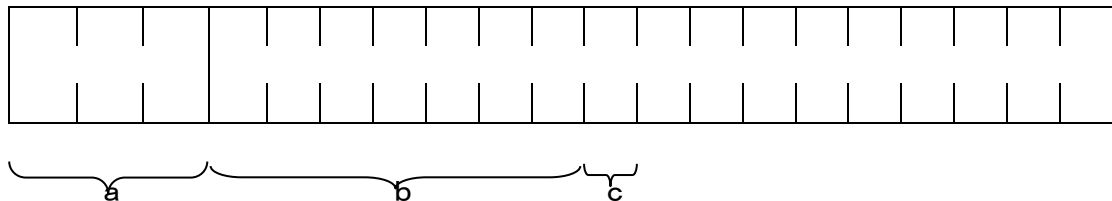
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) MAWB番号チェック

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合で、MAWB番号が10桁または11桁の場合は、一連番号部（4～9または10桁目）が数字であること。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。



a : プリフィックス部（3桁）

b : 整数の一連番号部（6～7桁）

c : チェックデジット（1桁）

$$b \div 7 = \alpha \text{ 余り } \beta$$

$$\beta = c \quad (\beta \neq c \text{ はエラー})$$

図 チェックデジット有りのMAWB番号構成

(D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 登録の場合

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

①HAWBまたはULDでないこと。

②社用品でないこと。

③仮陸揚貨物でないこと。

④全量到着済でないこと。

⑤「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。

⑥「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務が行われていないこと。

⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。

⑧入力された到着便名に対してAWB情報登録業務またはPKG業務が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）を含む）がされていないこと。

- ⑩「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物の移動差止」
 - 「貨物手作業移行」
- ⑪「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑫「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」

（b）訂正の場合

- ①入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。
- ③バラ貨物に対して、貨物確認情報登録業務がされていないこと。
- ④PCH業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（c）取消しの場合

- ①入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。
- ③入力されたMAWB番号及び到着便名に対して貨物確認情報登録業務が行われていないこと。
- ④PCH業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（d）照会の場合

- ①入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

（2）UDAO1業務の場合

（A）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②登録の場合は、通関業または混載業であること。
- ③訂正の場合は、登録を行った利用者またはULD引取情報に登録されている航空会社であること。
- ④取消しの場合は、登録を行った利用者、ULD引取情報に登録されている航空会社または取卸保税蔵置場を管理する保税蔵置場であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（C）MAWB番号チェック処理

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合で、MAWB番号が10桁または11桁で、かつ一連番号部（4～9または10桁目）が数字の場合は、一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

(D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 登録の場合

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①HAWBまたはULDでないこと。
- ②社用品でないこと。
- ③仮陸揚貨物でないこと。
- ④全量到着済でないこと。
- ⑤CHS業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。
- ⑥OIN業務が行われていないこと。
- ⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。
- ⑧入力された到着便名に対してAWB情報登録業務またはPKG業務が行われていないこと。
- ⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）を含む）がされていないこと。
- ⑩PCH業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物の移動差止」
 - 「貨物手作業移行」
- ⑪PAI業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑫PAK業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」

(b) 訂正の場合

- ①入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。
- ③入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われている場合で、AWB情報の訂正を伴う場合は、入力者は航空会社であること。
- ④入力者が航空会社の場合は、個数または重量の訂正であること。
- ⑤バラ貨物に対して、貨物確認情報登録業務がされていないこと。
- ⑥ULDインタクト貨物に対する訂正の場合で、かつ当該貨物に対する貨物確認情報登録業務が行われている場合は、入力された到着便名に係る貨物に対して保税運送申告が行われていないこと。
- ⑦PCH業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

(c) 取消しの場合

- ①入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。
- ③入力されたMAWB番号及び到着便名に対して貨物確認情報登録業務が行われていないこと。
- ④PCH業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

(E) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送承認番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括保税運送承認番号に対する包括保税運送情報が包括保税運送DBに存在すること。
- ②承認されていること。
- ③承認の取消しの旨が登録されていないこと。
- ④本業務の入力者と包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。
- ⑤登録されている発送場所及び運送先と入力された発送場所及び運送先が同一であること。
- ⑥本業務の入力年月日が包括保税運送承認期間内であること。

5. 処理内容

(1) UDA業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「0000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

登録、訂正または取消しの場合は、登録を行うには再送信が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) UDA01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「0000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 輸入貨物情報DB処理

(a) 登録の場合

(ア) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下の処理を行う。

- ①MAWBである旨を登録する。
- ②ULD引取情報を登録する。

(イ) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、以下の処理を行う。

- ①輸入貨物情報を作成する。
- ②MAWBである旨を登録する。
- ③ULD引取情報を登録する。

(b) 訂正の場合

- ①ULD引取情報を訂正する。
- ②AWB情報登録業務が行われている場合は、AWB情報の個数及び重量を訂正する。
- ③貨物確認情報登録業務が行われている場合は、貨物確認情報の個数及び重量を訂正する。

④ULD引取情報に保税運送申告の自動起動をする旨が登録されている場合で、かつ入力者が航空会社の場合は、保税運送申告の自動起動をする旨を取り消す。

(c) 取消しの場合は、ULD引取情報を取り消す。

(C) 重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×0.45359

(1ポンド=0.45359キログラムとする)

②端数処理

小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

(例) 10.46→10.5

10.56→11.0

(D) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

(1) UDA業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	登録、訂正または取消しの場合	入力者
ULD引取情報登録呼出し結果情報	登録、訂正または取消しの場合	入力者
ULD引取情報照会情報	照会の場合	入力者

(2) UDA01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
ULD引取情報訂正情報	訂正または取消しの場合	入力者
		UDA業務の登録者
		入力された航空会社
		入力された取卸保税蔵置場
	訂正の場合	取卸港の管轄税関 (監視担当部門)
		取卸保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)

7. 特記事項

ULDインタクト貨物に対して保税運送申告の自動起動をする旨を登録していた場合で、航空会社または保税蔵置場が訂正または取消しを行った場合は、保税運送申告の自動起動をする旨が取消しされる。

なお、この場合にULD引取情報を登録した利用者は出力されたULD引取情報訂正情報を確認し、保税運送申告の自動起動する旨が取消しされていた場合は、本業務の訂正により保税運送申告の自動起動する旨を再登録することも可能である。

ただし、ULDインタクト貨物に対して貨物確認情報登録業務が行われている場合は、保税運送申告の自動起動をする旨を再登録することは不可となるため、「保税運送申告（一般）（OLT）」業務にて別途保税運送申告をする必要がある。